

7	家畜人工授精所に 関すること。			
8	家畜保健衛生所に 関すること。			

別表第3農政部農村計画課の項第2項知事決裁事項の欄に次の1号を加える。

2 新規採択地区の申請に關すること。

別表第3農政部農村計画課の項中第3項から第8項までを削り、第2項の次に次のように加える。

3	県営及び団体営の農 村総合整備事業に關 すること。	1 新規採択地区の申 請及び通知に關する こと。		
4	国営事業対策室に關 すること。			

別表第3農政部農地建設課の項中第6項を削り、第5項の次に次のように加える。

6	農業土木工事の検査 に關すること。			
7	農業土木工事の施行 方法の改善並びに同工 事の単価及び歩掛に關 すること。			
8	農業土木技術職員の 技術指導に關すること。			
9	農業土木工事の工程 管理に關すること。			
10	農政部所管の各種補 助事業のうち建築物の 検査に關すること。			
11	農業土木工事に係る 建設副産物対策に關す ること。			

別表第3林務水産部林業振興課の項第2項部長専決事項の欄中第2号を削り、同表同部同課の項第4項事務分掌の欄中「監督」を「検査」に改め、同表同部漁政課の項第4項課(総室・室)長専決事項の欄中各号を次のように改める。

1 漁船法(昭和25年法律第178号)に基づく漁船の建造、改造及び転用の許可、漁船の新規登録及び検認並びに漁船登録原簿謄本の交付並びに漁船法施行規則に基づく漁船登録票の再交付に關すること(地域振興局の分掌事務に係るものを除く。)

2 漁船に係る指定認定機関及び指定検認機関の指定に關すること。

3 漁船建造等の報告に關すること。

4 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に係る報告に關すること。

5 遊漁船業の適正化に關する法律(昭和63年法律第99号)に基づく遊漁船業者の登録、業務主任者講習、遊漁船業団体の指定、報告及び立入検査等に關すること(地域振興局の分掌事務に係るものを除く。)

別表第3林務水産部水産振興課の項第3項部長専決事項の欄中第1号を削り、次の3号を加える。

1 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条の規定による漁場改善計画の認定に關すること。

2 同法第7条の規定による勧告等に關すること。

3 同法第8条の規定による特定疾病のまん延の防止に關すること。

別表第3土木部管理課の項第3項部長専決事項の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項課(総室・室)長専決事項の欄中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1 同法第21条の規定に基づき浄化槽工事業の登録及び更新の登録をすること。

別表第3土木部監理課の第4項部長専決事項の欄中第1号及び第2号を削り、同項同欄に次の1号を加える。

1 建設工事に係る資材の再資源化等に關する法律第35条第1項の規定に基づく解体工事業者に対する登録の取消し又は事業の停止をすること。